

ヒアリングの結果について

1 ヒアリングの概要

当部会では、以下のとおり、本年4月から本年9月までの間、合計6回にわたり、教育関係者（商業・普通高校の校長，教育学者），消費者関係者（国民生活センター，弁護士），労働関係者（労働政策の研究者，企業，労働組合），若年者の研究をしている社会学者・発達心理学者・精神科医師，親権問題の関係者（児童養護施設の長，弁護士，研究者）等から，民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点の有無及びその内容，引下げの是非等に関する意見を聴取した。

ヒアリングの結果，成年年齢引下げに関する意見は，賛否両論に分かれたが（後記3，4を参照），現在の若年者は様々な問題点を抱えており（後記2を参照），成年年齢を引き下げるためには，一定の環境・条件整備をする必要がある（後記5を参照）との点では，ほぼ認識を共通にしていた。

（ヒアリングの内容）

- (1) 第2回部会（本年4月15日） 教育編
商業高校及び普通高校の学校長，教育学者
- (2) 第3回部会（本年5月13日） 消費者編
国民生活センターの理事，日本弁護士連合会消費者問題対策委員会及び子どもの権利委員会に所属する弁護士
- (3) 第4回部会（本年6月3日） 雇用・労働編
労働政策の研究者，企業の経営者・労働者側の代表者
- (4) 第5回部会（本年7月1日） その他1
発達心理学者，社会学者，精神科医師
- (5) 第6回部会（本年7月22日） その他2
発達心理学者，教育実務家，認知神経科学の専門家
- (6) 第7回部会（本年9月9日） 親権編
児童養護施設の長，日本弁護士連合会家事法制委員会に所属する弁護士，民法学者

2 若年者が抱える問題点について

ヒアリングでは、現在の若年者は、以下のような問題点を抱えているという指摘があった。

(全体的な特徴)

- ・ 自主自律的に行動することができず、指示待ちの姿勢をとる若年者が多い。
- ・ 服装の乱れ、公共交通機関における乗車マナーの悪化、万引き等の増加などに表れているように、規範意識が低下している。
- ・ 感情を抑制する力や、根気強さが不足している。
- ・ 身体的には、早熟傾向があるにもかかわらず、精神的・社会的自立が遅れる傾向にある。これは幼少期からの様々な直接体験の機会や異年齢者との交流の場が乏しくなったこと、豊かで成熟した社会のもとで人々の価値観や生き方が多様化したことが理由であると考えられる。
- ・ ゲームや携帯電話の影響により、人間関係をうまく築くことができない若者や、バブル崩壊の影響で、自分の人生に夢を見ることができないなど将来に希望を持つことができない若年者が増加している。
- ・ いわゆるモラトリアム傾向が強くなり、進学も就職もしようとしない若年者や、進路意識や目的意識が希薄なままとりあえず進学をするなどの若年者が増加している。
- ・ ニート、フリーター、ひきこもり、不登校など、若者の非社会化（社会や他人に無関心な状態）が進みつつある。
- ・ リストカットや自傷行為など心の病を持つ若年者が増加している。

(消費者関係の問題)

- ・ 若年者に関する消費者関係事件の相談としては、パソコン及び携帯電話の購入に関するもの並びにキャッチセールスに関するものなどが多く、「無料」、「格安」、「儲かる」などの言葉を安易に信じ、騙されやすい。
- ・ アルバイトをするなどして稼いだお金を、本来は貯蓄をするなど計画的に管理をしなければならないのに、外食や遊興費などに費やしてしまうなど、財産管理能力が低い。

(労働関係の問題)

- ・ 従前は高校などを通じて若年者にも適切な職業紹介が行われ、正社員として就職しキャリア形成が行われてきたが、近年若年者がパートやアルバイトなど非正規雇用に就く機会が増加している。非正社員と正社員の待遇格差は、年齢上昇とともに拡大し、10代で非正社員になることはキャリア形成上大きなリスクがある。また、非正規雇用は、学校斡旋の仕組みとは異なり、応募内容と実際の労働内容が異なっていたり、劣悪な労働条件が隠されていたりする危険性が高い。

(親権関係の問題)

- ・ 高度経済成長の結果、核家族化が進行し、子育ての負担が父母のみにかかるようになったことなどから、両親から虐待を受ける子が増加している（なお、虐待を受けた子を保護する児童養護施設等は、大人数を収容する施設が多く、また、ほぼ満床状態であり、個別的な援助を十分にすることができない。）。
- ・ 親から虐待を受けた結果、自分を大切な存在であると思えなくなり、自傷他害などの問題行動や、他者とのコミュニケーションに問題を抱え、社会的自立が困難な若年者が増加している。

3 引下げに賛成の意見の概要

- ・ 高校3年生で成人を迎えるとすることによって、高校教育の場で、成人の意味や大人になるための教育を、現実味をもって指導することが可能になる。
- ・ 高学歴化が進む中、大人への移行期が長期化しているが、だからこそ成年年齢を引下げ、若年者が早期に社会の一人前の構成員になるという意識付けを行うべきである。
- ・ 従前の我が国の若者政策は雇用対策が中心であり、若年者の自立を促すためにはどうしたらよいのかという視点が希薄であり、若年者が経済的、社会的、職業的に自立を果たせるよう若者に関する施策を充実させる必要がある。成年年齢の引下げを、日本の若者政策の転換の契機とすべきである。

- ・ 両親が離婚した場合、その子の親権の帰属をめぐる争いがしばしば生じるが、このような争いから18歳、19歳の子が解放されることになる。
- ・ 親からの虐待を受けている18歳、19歳の子が親権から解放され、自由に居所等を定めることができる（なお、児童虐待の対象は低年齢児であり、成年年齢引下げによって得られる効果は小さいとの指摘もある。）。

4 引下げに反対の意見の概要

- ・ 現在の消費者トラブルの状況（国民生活センター等に寄せられる相談件数は20歳になると急増する。また、20歳になった誕生日の翌日を狙う悪質な業者も存在する。）からすると、民法第5条（未成年者取消権）が、悪質な業者に対する抑止力になっていると考えられるが、成年年齢を18歳に引き下げると、消費者トラブルが若年化するおそれがある。
- ・ 若年者の消費者被害の特徴として、被害が学校などで連鎖して広がるという特徴が挙げられるが、成年年齢を18歳に引き下げると、マルチ商法などが高校内で広まる危険性がある。
- ・ 成年年齢を引き下げると、高校生でも契約ができるようになり、借金をしたり、借金を返すために劣悪な労働に従事する若者が出てくるおそれがある。
- ・ 高校において進路指導や生活指導をする場合、現在は親を通じて行っているが、高校3年生で成人になると、親との関係が切れてしまい、高校が直接生徒の指導をしなければならず、生徒が指導に従わない場合など困難な事態が生じる可能性がある。
- ・ 消費者被害が生じないような環境ができれば、成年年齢の引下げも可能ではあるが、悪質な業者は、法の規制の間隙を狙うはずであり、そのような環境整備が実際にできるか疑問である。
- ・ 現在でも親の保護を十分に受けられていない層の若者が、益々保護を受けられず、困窮するおそれがある。
- ・ 精神医学の世界では、若者が成熟する年齢は、30歳であるとか、35歳から40歳くらいであるという意見があり、法律上の成年年齢を引き下げると、法律上の成年年齢と実際上の成熟年齢が現在よりも乖離すること

になり、若者のシニシズム（成年年齢に達したとしても、どうせ子どもだし、自立できないという意識）が進む可能性がある。

- ・ 精神医学的には、成熟度を「コミュニケーション能力（会話能力のみならず、相手の感情を読みとったり、それに応じて行動できる能力）」と「欲求不満耐性（欲求や欲望の実現を待てる能力）」により測ることができ、両者がバランスよく取れていることが大切であるが、日本の若者は、引きこもりなど非社会化の傾向が進んでいることを考えると、「欲求不満耐性」は強いが、「コミュニケーション能力」を欠く若者が多いと思われる。このような若者に対しては、成年年齢の引下げをして、自己責任を強調することは、若者たちを追い込むことになり、突発的に凶悪犯罪を敢行するなどの暴発を起こす危険性がある。
- ・ 成年年齢の引下げに必要な教育の充実は、授業時間数の制約から困難であり、若者の自立を促すための政策も後回しなる可能性が強い。
- ・ 離婚後の養育費の支払期間は20歳までとするのが一般的であるところ、成年年齢の引下げに伴い、養育費の支払期間も18歳までに短縮されるおそれがあり、その結果、子の大学進学機会が狭められたり、経済的に困窮する家庭のもとで子が虐待を受けることが増加するおそれがある。

5 必要となる条件整備についての提言

- ・ 経済活動の基本である民法や商法の基本や、電子契約のシステム、ルールなどに関する教育の充実
- ・ 若年者が消費者トラブルに巻き込まれないように、お金や契約の問題に関する教育の充実
- ・ インターンシップ等の労働実践教育や、仕事の探し方、さらには労働の意義（働くことの尊さ、喜び等）などに関する労働教育、成人教育（いわゆるキャリア教育）の充実
- ・ 多様な価値観や文化で構成される現代社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現のために寄与することができるよう、社会の仕組みを学び、また、社会における自己の権利や義務などを学ぶことができる教育（いわゆるシティズンシップ教育）の導入、充実

- ・ 若者の「自立」に関する世間・親の意識改革（通常のルールにのれなかったニート，ひきこもり等の人々に対して周囲が寛容になること等）
- ・ （虐待を受ける子や，虐待を受けた結果社会的自立が困難となった者を減らす必要があることから）児童福祉施設の人的，物的資源の充実，子育てを社会が支え合って行うという仕組みの充実

6 その他の意見

- ・ 高校生が18歳になるとともに順に成人になるというのでは，高校における指導・教育に支障をきたすおそれがあるので，高校卒業時から4月1日までの間の適切な日をもって，一斉に成人になるものとするか，あるいは，19歳を成人とすべきである。
- ・ 欧米諸国で成年年齢が引き下げられた主な理由として，日本には存在しない徴兵制が影響していることや，成年年齢が引き下げられた1960年代，70年代は，児童虐待が深刻化する前であったことも考慮する必要がある。
- ・ 選挙権年齢を引き下げるとは，若年者に選挙権を付与するだけであるが，民法の成年年齢の引下げは，18歳，19歳の若年者に契約を一人ですることができる権利等を付与する一方，親の同意を得ないでした契約が取り消せなくなるなど保護の切下げにもつながる。したがって，選挙権年齢の引下げと民法の成年年齢の引下げは，切り離して議論すべきである。